報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年２月３日

周波数割当計画の一部を変更する告示案等に係る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

－920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備－

総務省は、920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの無線局のうち、送信電力 20mW 以下の特定小電力無線局（※）の宇宙利用を可能とするための周波数割当計画の一部を変更する告示案等について、令和７年 12 月 20 日（土）から令和８年１月 23 日（金）までの間、意見募集を行ったところ、計４件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、周波数割当計画の一部を変更する告示案について、本日、電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに周波数割当計画の一部の変更を行う予定です。

（※）免許を要しない無線局であり、主に、センサーネットワーク、スマートメーター、遠隔モニタリングなど、長距離かつ低消費電力運用が求められるような用途で広く活用されている。

１　背景・概要

近年、低軌道衛星の普及や受信設備の性能向上等を背景に、地上で運用される 920MHz 帯の特定小電力無線局から送信される電波（宇宙空間に届いている微かな電波）を人工衛星で受信することが技術的に可能になりつつあり、この仕組みを積極的に通信に利用することで広範かつ効率的な地上エリアのセンシングを実現したいとのニーズが高まっています。

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」の報告書（令和６年８月 30 日公表）においては、こうした声を受けて、制度整備の検討などを進めることが適当である旨の提言がなされ、また、「規制改革実施計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）においては、技術的な検討を進め、令和７年度中に所要の措置を講ずる旨の政府としての基本的な対応の方向性が示されています。

このような背景から、総務省は、920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの特定小電力無線局（免許不要局）の電波の宇宙での受信を認めることについて検討し、令和７年 10 月、情報通信審議会情報通信技術分科会に対して、「本件は、地上の端末が従来の利用形態のまま、宇宙空間に伝わる電波を人工衛星で受信するものであり、他の無線システム（他国を含む。）に新たな影響を及ぼすものではなく、無線通信規則（ＲＲ）の規定に従い、当該周波数帯における移動衛星業務（地球から宇宙）について、追加的に国内分配することが可能」との報告を行いました。

これらを受け、所要の制度整備を行うため、周波数割当計画の一部を変更する告示を定

めようとするものです。

２　意見募集の結果

提出された意見及び意見に対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

３　電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、周波数割当計画の一部を変更する告示案について、本日（２月３日（火））、電波監理審議会に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

４　今後の予定

総務省は、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに周波数割当計画の一部の変更を行う予定です。

【関係報道資料】
○周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集
－920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用－
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000566.html

【連絡先】
＜920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの無線局（免許不要局）の宇宙利用について＞
総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
担当：渡辺課長補佐、矢萩衛星推進係長、
鈴木官、宮山官
住所：〒100－8926
東京都千代田区霞が関２－１－２
中央合同庁舎第２号館
電話：03-5253-5816（直通）
E-mail：satellite.radio_atmark_ml.soumu.go.jp

＜周波数割当計画の変更案について＞
総合通信基盤局 電波部 電波政策課
担当：長澤周波数調整官、加地第二計画係長、金澤官
住所：〒100－8926
東京都千代田区霞が関２－１－２
中央合同庁舎第２号館
電話：03-5253-5875（直通）
E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際は、「@」に変更してください。）

周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集
－920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用－
に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方

■ 意見募集期間：令和７年 12 月 20 日（土）から令和８年１月 23 日（金）まで

■ 意見提出件数：４件　（法人・団体：３件、個人：１件）
※　意見提出件数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

No.	意見提出者
1	プラネットセンス株式会社
2	個人
3	オーシャンソリューションテクノロジー株式会社
4	株式会社アークエッジ・スペース

No	意見提出者（順不同）	提出された意見（全文）	総務省の考え方	意見提出を踏まえた修正案の有無
全般に関するご意見				
1	プラネットセンス株式会社	本告示案において、現行システムに対する影響の懸念は小さく、宇宙利用への規制緩和の効果は大きいと考えるため、本総務省告示案に賛同する。 理由 1: 現行の無線設備技術基準を変更しない前提で、現行システムと共用可能という評価も情報通信審議会でなされており他に大きな懸念も見当たらない。また、 ITU 無線通信規則との整合性の解釈も妥当と思われる。 理由 2: 気候変動に端を発する海洋上および山岳地帯での災害リスクは加速度的に増加しており、その地域に対するセンシングネットワークの構築は急務である。オフグリッドでのセンシングを行うには低消費電力である LPWA が最適と考えられ、地上網と補完した広域ネットワークを構築することができるため宇宙利用への規制緩和に期待する。	賛同の御意見として承ります。	無
2	個人	LPWA のカバーエリアを拡大でき、周波数の有効利用に資するため改正案に賛同いたします。 なお、改正案の脚注 J106A 中「移動業務に密接な関係を有する」とは、例えば陸上等の移動業務のエリアを補完するような移動衛星業務は含まれるが、LPWA を移動衛星業務のみで使用する形態は含まれないとの理解で正しいでしょうか？	賛同の御意見として承ります。 ご質問の点については、変更案の国内周波数分配の脚注 J106A に記載している小電力業務用の無線局と同一の技術基準の無線設備を用いることにより、密接な関係を有するものに該当すると考えます。	無
3	オーシャンソリューション	賛同の方針とする。	賛同の御意見として承ります。	無

	テクノロジー株式会社	理由1: 現行の技術適合を受けた無線設備から放出される電波が宇宙空間へ電波伝搬をした場合として、地上に於ける他の無線設備への影響は特段変化が起きない為 宇宙空間に於いて到達した電波の受信を妨げる必要性は無いと考える。 理由2: 特に９２０MHｚ帯を用いた、LPWA通信は携帯電波がカバーしきれないエリアを極めて低コストでセンシングデータの送信が可能となるため、 今後の宇宙空間に於ける広範囲な面での受信については、大きな効果が期待できる。 ワークを構築することができるため宇宙利用への規制緩和に期待する。		
4	株式会社アークエッジ・スペース	特定小電力無線局が送信する電波を人工衛星で受信することを可能とする制度整備については、地上通信インフラが未整備な地域におけるIoT利活用を促進する観点から、有意義であり賛成いたします。防災、環境監視、社会インフラの遠隔監視等の分野において、低消費電力端末を用いた衛星IoTは重要な手段となり得ます。一方で、最大出力20 mWの特定小電力無線局による衛星受信は、通信余裕が小さく、実運用においては受信成立条件が限定的となる可能性があります。このため、サービスとして成立するユースケースや適用可能エリアが限定される点については、今後の検証・検討が重要と考えます。なお、将来的な検討事項として、同じ周波数を使用する最大出力250mWの陸上移動局についても、新たな影響を及ぼすものではないと考えられますので、宇宙通信で利用できるよう検討していただきたい。また、欧州においてはECC Decision (25)02等により、人工衛星からの送信を含む周波数利用の検討が進められています。日本においても、国際的な動向を踏まえた継続的な議論の場が設けられることを期待いたします。	賛同の御意見として承ります。 また、250mWの陸上移動局については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無